

●年●月●日

殿

株式会社●●●●

代表取締役 ●● ●● 印

懲戒処分書

1. 処分内容

貴殿に対して、就業規則第49条(3)第50条2(9)の規定により、以下の懲戒処分に処す。

出勤停止 7日間出勤を停止し、その期間中の賃金は払わない

2. 処分の具体的内容

出勤停止 5日間 (年 月 日 ~ 年 月 日)

3. 処分の就業規則根拠条文

(制裁の種類、程度)

第49条 制裁は、その情条により次の区分に従って行う。

(3) 出勤停止 7日以内出勤を停止し、その期間中の賃金は払わない

(制裁の事由)

第50条 2 社員が次の各号のいずれかに該当するときは、諭旨解雇又は懲戒解雇に処する。ただし、情状により減給又は出勤停止とする場合がある。

(9) 組合内で暴行、脅迫、傷害、暴言又はこれに類する重大な行為をしたとき

同意書

異議なく同意いたします。

年 月 日

名前

印